

平成三十年九月二十五日付け広島県報（定期）第七十五号に登載の広島県告示第七百二号（平成三十一年度及び平成三十二年度において県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の様式の一部を次のように訂正する。

土木建築局建設産業課長

ページ	行	誤	正
二〇	別記様式第八号	役員のみの方人であるため。使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。その他の理由	役員のみの方人であるため。その他の理由